

福島県建設技術協会諸規定

1. 福島県建設技術協会規約
2. 福島県建設技術協会細則
3. 福島県建設技術協会事務処理規定
4. 建設技術調査研究実施要領
5. 福島県建設技術協会図書購入補助事務取扱要領
6. 福島県建設技術協会特別委員会設置要領
7. 海外等技術研修の運営規約
8. 福島県建設技術協会「功労賞」表彰規定
9. 福島県建設技術協会会員顕彰要領
10. 福島県建設技術協会技術資格取得支援要領
11. 東北地区建設技術協会連合会 広報・技術研鑽奨励賞
福島県建設技術協会選考・決定要領
12. 福島県建設技術協会機構図

1. 福島県建設技術協会規約

昭和 52 年 7 月 23 日改正	平成 13 年 6 月 15 日改正
昭和 53 年 6 月 17 日改正	平成 15 年 6 月 6 日改正
昭和 57 年 6 月 26 日改正	平成 17 年 6 月 10 日改正
昭和 58 年 7 月 2 日改正	平成 18 年 6 月 9 日改正
昭和 59 年 7 月 14 日改正	平成 19 年 9 月 3 日改正
昭和 60 年 7 月 13 日改正	平成 20 年 6 月 6 日改正
昭和 62 年 7 月 4 日改正	平成 21 年 6 月 5 日改正
昭和 63 年 6 月 11 日改正	平成 22 年 7 月 23 日改正
平成 元年 7 月 15 日改正	平成 23 年 1 月 14 日改正
平成 2 年 6 月 16 日改正	平成 23 年 8 月 10 日改正
平成 4 年 6 月 20 日改正	平成 24 年 5 月 10 日改正
平成 7 年 6 月 9 日改正	平成 25 年 5 月 31 日改正
平成 8 年 7 月 12 日改正	平成 27 年 6 月 5 日改正
平成 9 年 6 月 13 日改正	平成 28 年 5 月 27 日改正
平成 10 年 6 月 12 日改正	令和 5 年 5 月 31 日改正
平成 12 年 6 月 9 日改正	令和 7 年 5 月 31 日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに建設技術関係者の技術の向上及び、社会的地位の向上を図り、また建設行政の進展に資するを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、福島県建設技術協会と称し、事務所を福島県土木部内におく。

(事 業)

第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 建設技術水準の向上、建設技術関係者の社会的地位の向上及び処遇改善に関する調査研究、建議並びに宣伝啓発
- (2) 研究会、講習会、見学会及び講演会等の開催
- (3) 機関誌、図書その他印刷物の刊行及び斡旋
- (4) 会員相互の親睦及び厚生に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類及び資格)

第4条 会員は正会員、準会員とする。

2. 正会員は福島県及び福島県内市町村並びに公社等の建設技術職員とする。
3. 準会員は正会員の資格を失った者のうちから本会の目的に賛同し、かつ協力する者。

(入会)

第5条 会員となるには、入会の申込を行い、会長の承認を受ける。

(退会)

第6条 退会しようとする者は会長に通知し、その際会費は完納するものとする。

(会費)

第7条 正会員は1ヵ月750円、準会員のうち会計年度の前年の4月1日現在で80歳未満の

会員は1ヵ年5000円、80歳以上の会員は2000円とする。

ただし正会員の納入金には全日本建設技術協会会費を含むものとする。

第3章 役 員

(役員の種類)

第8条 本会には次の役員をおく。

会長 1名

副会長 4名

常任委員 27名

方部委員 9名

方部役員 8名(準会員)

分会委員 分会毎に1名

会計監事 2名

2. 会長、副会長及び会計監事は前会長、前副会長、前会計監事の推薦により総会で決定する。
3. 常任委員は本庁3名、建設事務所、小名浜港湾建設事務所、相馬港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所、県中流域下水道建設事務所、福島空港事務所、富岡土木事務所、各1名及び福島市役所、郡山市役所、二本松市役所、南相馬市役所、須賀川市役所、会津若松市役所、ふくしま市町村支援機構、出納局、企業局、下水道公社各1名としそれぞれの会員のうちから選出する。
4. 方部委員は分会委員の中から相互により定めるものとし、本庁並びに各建設事務所単位に1名とする。
5. 方部役員は準会員の中から各建設事務所単位に1名とし、会長が委嘱する。
6. 分会委員は各分会毎に会員の中から互選により定める。分会とは県庁土木部の総室(ただし、土木総室と企画技術総室は2総室で1分会)、企業局、出納局、建設事務所、土木事務所、特

設事務所、公社、ふくしま市町村支援機構及び市町村とする。

(役員任期)

第9条 役員任期は1ヵ年とし、再任をさまたげない。

2. 役員に欠陥を生じ、補充により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し会長が事故ある時はその職務を代理する。

3. 会計監事は本会の会計を監査する。

第4章 会 議

(会議の種類)

第11条 本会には次の会議を設ける。

総 会

常任委員会

(総会の種類及び開催)

第12条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は年1回開催し臨時総会は会員の5分の1以上又は常任委員会の議決により会議の目的たる事項を示し請求があったとき、若しくは会長が必要と認めるとき開催する。

(総会の権限)

第13条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 会長、副会長、会計監事の選任及び解任
- (3) 事業計画の決定
- (4) 予算及び決算の承認
- (5) 解散
- (6) その他会長が附議すべきものと認めた事項

(常任委員会の構成及び開催)

第14条 常任委員会は、常任委員で構成し常任委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時、又は会長が必要と

認めた時に会長が招集する。

(常任委員会の権限)

第15条 常任委員会は次の事項を行う。

- (1) 総会の議決を要するもので、緊急を要し会長が総会を招集し議決を得ることが不可能と認めた事項の議決
 - (2) 総会の議決事項以外の議決
 - (3) 総会に附議すべき事項の審議
 - (4) 会計運営上の重要事項についての会長の諮問に対する答申
 - (5) その他会長が必要と認めた事項の審議
- (方部委員会、方部役員会の開催及び権限)

第16条 方部委員会、方部役員会は各方部の方部委員、方部役員を以て構成し必要に応じ会長が招集する。

2. 方部委員会、方部役員会は方部的問題の協議研究並びに総会及び常任委員会の附議事項の審議又は建議を行う。

(会議の成立及び議決)

第17条 総会は、会員の2分の1、常任委員会は委員の3分の1以上の出席がなければ成立しない。

2. いずれの会議も議長は出席者の中より互選し、議事は出席者の過半数を以て決定し可否同数の場合は議長がこれを決する。
3. いずれの会議も委任状を以て議決権を行使することができる。
4. 本条第1項の総会については、会員の委任状の提出を以て出席したものとみなし成立することができる。

第5章 運 営

(執行部の機構及び委嘱)

第18条 本会の事業を運営するために組織部、調査部、事業部、編集部及び研修部をおく。

2. それぞれの部長、副部長及び部員は、会長

が委嘱する。

(部の分担及び執行)

第 19 条 各部の部長は、会長の命により次の事業を執行する。

(1) 組織部

会員の獲得及び会員名簿の整備を図ると共に、会員の意見の調整並びに会員名簿の発行及び図書の斡旋

(2) 調査部

建設技術水準の向上、建設技術関係者の社会的地位の向上及び処遇改善、調査研究、建議並びに宣伝啓発

(3) 事業部

研究会、講習会、講演会又は会員相互の親睦及び厚生に関する事業への企画開催

(4) 編集部

機関誌、図書その他印刷物の刊行及び発送

(5) 研修部

会員の技術水準の向上並びに研究意欲の喚起を図るための研修会及び講習会の企画開催

2. 夫々の副部長は部長を補佐し、部員は事業に従事する。

第 6 章 資産及び会計

(資 産)

第 20 条 本会の資産は、次の各号により構成される。

(1) 会 計

(2) 寄付金品

(3) 事業に従う金品

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

2. 本会の経費は資産を以って支弁する。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終る。

第 7 章 雑 則

(事務局)

第 22 条 本会に事務局をおく。

2. 事務局は会長の指揮を受け本会の会計及び庶務を処理する。

3. 事務局長、副事務局長及び書記は会長が任免する。

2. 福島県建設技術協会細則

(市町村分会)

第1条 市町村の分会は会員10名以上の市町村とし会員10名未満の市町村については各建設事務所単位にまとめて1分会とする。

(分会委員会)

第2条 分会委員会は各方部の分会委員を以って構成し、各方部毎に方部委員が招集する。

2. 分会委員会は各分会及び方部の問題を協議研究する。

(事務補助員)

第3条 事務補助員の雇用管理は次によるものとする。

- (1) 雇用規定は「福島県会計年度任用職員任用等管理規定」に準ずる。ただし、退職手当は勤続通算年数1年当り10,000円とする。
- (2) 事務補助員は事務局に所属し、本会の事務を補助する。

(会費)

第4条 納入した会費は返還しない。

(退会)

第5条 会員は次の場合退会する。

- (1) 規約第4条、2項、3項の規定する資格を失ったとき。
- (2) 退会の申出をしたとき。

(事務局)

第6条 事務局には次の帳簿をおく。

- (1) 会員名簿
 - (2) 会計に関する帳簿
 - (3) 規約その他に関する帳簿
2. 事務局には局員の中から総務、会計の各担当主任をおく。
3. 会計主任は本協会の経理事務を行う。

(特別委員会の設置)

第7条 会長は別に定める「特別委員会設置要領」にもとづき特別委員会を設置することができる。

3. 福島県建設技術協会事務処理規定

平成 10 年 6 月 12 日改正
 平成 17 年 6 月 10 日改正
 平成 25 年 3 月 28 日改正
 平成 27 年 6 月 5 日改正
 平成 28 年 5 月 27 日改正

1. 方部別助成金
 - イ. 各方部が主催又は共催して行う、建設技術水準の向上、建設行政に関する宣伝啓発、会員相互の親睦及び厚生を目的とした事業（以下、方部別事業という。）に対して方部助成金を交付する。
 - ロ. 方部別助成金は、各方部の会員（正会員）数を勘案して事業部で定める。
 - ハ. 方部別事業の計画は各方部において、準会員の参加にも配慮して県及び市町村の正会員が共同で策定する。
 - ニ. 各方部は方部別事業の計画及び実績について事業部長に報告する。
2. 文化事業方部助成金
 - イ. 本協会員が参加して行う方部の文化事業に対して文化事業方部助成金を交付する。
 - ロ. 文化事業とは、地域貢献を目的として主催もしくは共催する事業及び奉仕活動（ボランティア活動）をいう。
 - ハ. 1 文化事業の参加人数は概ね 10 名上とするが、事業主体である各方部の会員数も勘案して判断する。
 - ニ. 文化事業方部助成金は 1 人当たり 1,000 円
- を上限に助成し、会場借り上げ費用等として 1 事業当たり 10,000 円を上限として助成できるものとする。
- ホ. 文化事業方部助成金は様式「文化事業助成申請書」にて方部委員より会長に申請するものとする。（様式は事業部にあります）
3. 謝礼、原稿料
 - イ. 本協会主催の講習会、講演会、研修会、見学会、映画会等において、講演又は説明を行った者に対してその行事 1 回毎に下記により謝礼を呈する。
 - (1) 非会員（講演時間 1 時間当り）
会長と協議のうえ決定する。
 - (2) 会員（講演時間 1 時間当り）
2,000 円程度又は同等の記念品
 - ロ. 本協会又は全建関係の刊行物に記事、その他を提供した者に対して、500 円～1,000 円程度の範囲で原稿料又は記念品を呈する。
但し、通常業務の一環である場合はこの限りではない。
4. 入会及び退会
 - イ. 入会申込書の様式は次のとおりとする。
 - ロ. 退会通知書の様式は次のとおりとする。

入 会 申 込 書

福島県建設技術協会会長 様

No. _____

(準会員)

私は、貴協会の規約の趣旨に賛同し、正会員として入会します。

(ふりがな) 氏 名	①
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日
所 属 (詳 し く)	
職 名	
入 会 年 月 日	令和 年 月 日

退 会 通 知 書

福島県建設技術協会会長 殿

私は貴協会を退会いたします。

(ふりがな)

氏 名



所属(住所)

退 会 理 由

退会年月日

ハ. 過去3ヶ年にわたり会費未納の会員について、3年目の会費納入期日までに入金がない場合、又は、会費納入通知が宛先不明で返送された場合は、その時点をもって退会とする。

5. 重傷見舞及び香料

イ. 対 象

本協会の会員が重傷を被った場合又は死亡した場合。

ロ. 見舞金及び香料の標準

(1) 重傷見舞金

5,000円以内

(2) 死亡した場合の香料

10,000円以内

(3) 死亡した場合の献花

会長の認める額

(4) その他特に配慮の必要がある場合は別に会長の決定による。

(5) 重傷に対する見舞金を贈ったのち死亡した場合は、死亡に対する見舞金から重傷に対する見舞金を差引いた額を贈る

(6) 重傷の範囲は本部規定に準ずる。

ハ. 該当事項の要請

方部委員は本規定による見舞の必要を認めたときは次の事項を明記し会長に要請するものとする。

(1) ロに該当する者の所属、役職、氏名、年令、入会年月日

(2) ロに該当する事項の発生した日時、場所及び経過

(3) 死亡の場合は死亡診断書、重傷の場合は該当級号を明記した診断書

二. 時 効

見舞金を受ける権利は該当事由発生後6ヶ月以内とする。

4. 建設技術調査研究実施要領

平成 18 年 6 月 9 日改正

1. この建設技術調査研究は、グループ又は個人で実施するものとする。
2. この建設技術調査研究は、一つのテーマについて研究しながら、会員相互の親睦、技術の向上と研究意欲の増進を図ることを目的とする。
3. メンバーは、所属長の承認を得るものとする。
4. このグループには、リーダー、サブリーダーと書記を置き、グループの中から互選する。
5. リーダーは、グループを総括運営し、サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーが事故ある時は代行する。
6. 研究会の開催は、リーダーが招集し実施する。又、研究テーマに関連して専門家又は経験者の出席を求めて意見を聞くことができるものとする。
7. 研究テーマは、グループ又は個人で選定する。
8. 研究会の運営費は、福建研修部が経理する。
9. 研究結果は、リーダーから福建会長に報告し、福建研修部から福建会員に広報する。
10. メンバーは、研究会に積極的に出席する義務を負う。

5. 福島県建設技術協会図書購入補助事務取扱要領

平成 17 年 6 月 10 日廃止

6. 福島県建設技術協会特別委員会設置要領

1. 設 置

協会長は、重要な事業計画について、調査、研究、企画、計画等を行わせるため、特に必要があると認めるときは、次に掲げる事項を定めて、特別委員会を設置する。

- (1) 名 称
- (2) 課 題
- (3) 設 置 期 間
- (4) 構 成 員 の 数
- (5) 庶務を担当する部局
- (6) その他必要な事項

2. 構 成

委員会の構成員は、協会員のうちから、協会長が委嘱する。

3. 委 員 長

- (1) 委員長は、委員のうちから協会長が指名する。
- (2) 委員長は、委員会の事務を掌理し、委員会を主宰する。
- (3) 委員長は、委員会の業務の進捗状況及び成果を協会長に報告しなければならない。

4. 解 散

協会長は、委員会が所要の業務を完了したとき、又は、設置期間が経過したときは、当該委員会の解散を命ずるものとする。

7. 海外等技術研修の運営規約

昭和 60 年 7 月 13 日改正
平成 10 年 6 月 12 日改正
平成 15 年 6 月 6 日改正
平成 18 年 6 月 9 日改正

(主 旨)

わが国経済の高度成長と土木行政の変化、建設技術の向上と国民の行政に対する要求の多様化に伴い、福島県においても地方定住と都市化の進展が顕著であり、様々な問題を抱えている。

このため、県土の発展基盤をなす建設事業に携わる福島県建設技術者としては、広く海外に目を開き、新たな観点から土木・建築のあり方について、認識を深めていくことが必要となっている。

(目 的)

第 1 条 (一社) 全日本建設技術協会「以下全建という」の設立の主旨にしたがって福島県建設技術協会「以下福建という」会員が技術の向上を図るために海外等の技術研修を行うものである。

(名称及び事務局)

第 2 条 本会は、福島県建設技術協会海外等研修運営委員会「以下運営委員会という」と称し、本部を福建内におく。

(組織と運営)

第 3 条 本会の円滑な運営を図るために、運営委員会を設ける。運営委員会は、会長 1 名、副会長 4 名より構成するものとする。

(資 格)

第 4 条 海外等技術研修参加資格者は、福島県建設技術協会規約による福建の正会員であり、所属長の推薦を受け、運営委員会の認めた者とする。

2. 海外等技術研修資格者は、入会后 10 年を経過した者とする。

(海外等研修会の内容)

第 5 条 原則として、全建が主催する海外等技術研修とし、その他技術の向上に必要と認められる研修について運営委員会で承認し、土木部長及び市町村長が決定するものとする。

(助成金の限度)

第 6 条 海外等技術研修経費の 1/2 とする。

(海外等技術研修参加手続)

第 7 条 海外等技術研修に参加しようとする者は、別紙様式 1 の「海外等技術研修申込書」により運営委員会に対して申込を行い、これにより運営委員会で推薦するものとする。

(帰国後の報告の義務)

第 8 条 参加者は、帰国後速やかにレポートにより報告するものとする。

(そ の 他)

第 9 条 本規約によりがたいものについては、運営委員会で決定するものとする。

様 式 1

海外等技術研修申込書

令和 年 月 日

海外等技術研修運営委員長殿

所属名

役職名

氏 名

住 所

㊞

海外等技術研修等参加したく、所属長の承諾を得、ここに申したいします。

所 属 長 の 承 諾

上記の者について、海外等技術研修に参加することを推薦いたします。

職・氏名

㊞

8. 福島県建設技術協会「功労賞」の表彰規定

平成 12 年 6 月 9 日改正

令和 5 年 5 月 31 日改正

令和 7 年 5 月 31 日廃止

9. 福島県建設技術協会会員顕彰要領

(目 的)

第1 この要領は、優秀会員の顕彰に関する必要な事項を定め、優れた会員を広く顕彰することにより、「ものづくり」に携わっている会員の誇りと意欲を増進させ、会員の能力と資質の向上を図るとともにその社会的評価・地位の向上を図り、もって福島県建設技術協会の健全な発展に資することを目的とする。

(顕彰の種類)

第2 顕彰の種類は次のとおりとする。

福島県建設技術協会会員顕彰

(顕彰の対象)

第3 顕彰する対象者は、入会后3年以上経過している会員とする。

(顕彰基準)

第4 顕彰は次の各号のいずれかに該当する会員について行う。

- (1) 建設行政の遂行にあたり特に模範となる会員
- (2) 常に地域社会に貢献し、協会及び建設行政のPRに貢献した会員
- (3) 会員相互の親睦に積極的貢献し、後進の指導・育成に努めている会員
- (4) その他顕彰することが適当と認められる会員

(顕彰の内申)

第5 方部委員は、各方部内の会員の中から第3及び第4に該当する会員を選考し、組織部長あて内申するものとする。

(顕彰選考会)

第6 顕彰を受ける者を選考するため、「福島

県建設技術協会会員顕彰選考会」(以下「選考会」という。)を置く。

- 2 選考会の委員長は、副会長の中から互選した者を会長が任命し、その他の委員は常任委員、執行部の中から会長が任命した者をもって構成する。

(選考会の審査)

第7 選考会は、第4の規定により内申された内容について慎重に審査を行い、顕彰の候補者を選考するものとする。

- 2 選考する候補者は若干名とする。

- 3 委員長は、選考会の結果を会長に報告するものとする。

(顕 彰)

第8 会長は、報告を受けた会員の中から被顕彰会員を決定し、常任委員会に報告するものとする。

- 2 顕彰は、毎年1回とし通常総会の席上顕彰するものとする。

(顕彰にかかる事業分掌)

第9 この要領による事務は、組織部が行う。

(補 則)

第10 この要領に定めるもののほか、顕彰の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成9年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月26日から施行する。

10. 福島県建設技術協会技術資格取得支援要領

平成 27 年 6 月 5 日改正
平成 28 年 5 月 27 日改正
平成 30 年 6 月 1 日改正
令和元年 5 月 31 日改正
令和 5 年 5 月 31 日改正

(目 的)

第 1 この要領は、会員の技術資格取得支援に関する必要な事項を定め、技術資格を取得した会員を支援することにより、会員の能力と技術向上を図り、学習する職場環境を創造し、もって福島県建設技術協会の健全な発展に資することを目的とする。

(支援制度の種類)

第 2 支援の種類は次のとおりとする。

技術資格取得支援

(支援制度の対象)

第 3 支援する対象者は、技術資格を取得した正会員とする。ただし、申請等だけで取得した正会員を除く。

(支援基準)

第 4 支援は、技術資格試験に合格し、合格発表の日から 6 ヶ月以内に合格証の写しを提出した会員について行う。

(支 援 金)

第 5 技術資格取得 1 資格について、5 千円を支援する。ただし、一人 2 つの資格取得までとする。

(対象資格)

第 6 別紙表のとおりとする。

(支援にかかる事務分掌)

第 7 この要領による事務は福島県建設技術協会調査部が行い、その庶務は同事務局が行う。

(補 則)

第 8 この要領に定めるもののほか、支援の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 1 月 14 日から施行する。

(別紙) 資格取得支援・対象資格

1 建設業関連の国家資格

- (1) 技術士 (建設業に関係がある部門)、 技術士 (総合技術監理部門)、 技術士補
- (2) 1 級・2 級建築士、構造設計 1 級建築士、設備設計 1 級建築士
- (3) 1 級・2 級建設機械施工技士
- (4) 1 級・2 級土木施工管理技士
- (5) 1 級・2 級建築施工管理技士
- (6) 1 級・2 級造園施工管理技士
- (7) 1 級・2 級管工事施工管理技士
- (8) 1 級・2 級電気工事施工管理技士
- (9) 第 1 種・第 2 種電気工事士
- (10) 1 種・2 種・3 種電気主任技術者
- (11) 建築基準適合判定資格者
- (12) 宅地建物取引士
- (13) 測 量 士
- (14) 土地区画整理士
- (15) 気象予報士
- (16) 建築設備士 等

2 建設業関連の民間資格

- (1) コンクリート主任技士
 - (2) 舗装施工管理技術者 (1 級、2 級)
 - (3) 下水道技術検定 (第 1 種、第 2 種、第 3 種)
 - (4) 空港工事施工管理技術者
 - (5) 日商簿記検定試験 (1 級、2 級、3 級) 等
- ※ 上記のほか、国土交通省が登録する「国土交通省登録資格」を対象とする。
- ※ なお、上記にない建設業関連の資格については、その都度追加することができる。

1 1. 東北地区建設技術協会連合会 広報・技術研鑽奨励賞 福島県建設技術協会選考・決定要領

(目 的)

第 1 この要領は、広報・技術研鑽奨励賞の選考・決定に関する必要な事項を定め、広報及び技術的に顕著な功績を上げた若手・中堅職員を授賞対象者とするることにより、若手・中堅職員の能力や資質の向上及び福島県建設技術協会（以下、本協会）の活動の活性化を図ることを目的とする。

(選考の種類)

第 2 選考の種類は次のとおりとする。

東北地区建設技術協会連合会 広報・技術研鑽奨励賞

(選考の対象)

第 3 選考する対象者は、本協会の正会員のうち、若手・中堅会員及び若手・中堅職員を含む会員で構成されるグループ（以下、「会員等」という。）とする。

(選考基準)

第 4 選考は次の各号のいずれかに該当する会員等とする。

(1) 活動が地域社会に貢献し、マスコミ等で紹介されるなど本協会及び建設行政のイメージ向上に貢献した会員等。

(2) 研究発表会等で、表彰もしくは表彰に次ぐ優秀な発表を行った会員等。

(3) その他表彰することが適当と認められる会員等。

(内 申)

第 5 方部委員は、各方部内の正会員の中から第 3 及び第 4 に該当する会員等を選考し、組織部長あて内申するものとする。

(選 考 会)

第 6 選考は、福島県建設技術協会会員顕彰要領第 6 において設置される「福島県建設技術協会会員顕彰選考会」（以下「選考会」という。）において行う。

(選考会の審査)

第 7 選考会は、第 5 の規定により内申された内容について慎重に審査を行い、候補の会員等を選考するものとする。

2 候補の会員等は 2 名（団体）までとする。

3 委員長は、選考会の結果を会長に報告するものとする。

(授賞対象者の決定)

第 8 会長は、報告を受けた候補の会員等の中から受賞対象者を決定し、常任委員会および東北地区建設技術協会連合会に報告するものとする。

(事業分掌)

第 9 この要領による事務は、組織部が行う。

(補 則)

第 10 この要領に定めるもののほか、選考の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 2 月 3 日から施行する。

